

みんなでつなげるペットボトル循環プロジェクト参画事業者募集要項

大阪市環境局

1 募集の目的

持続可能な循環型社会の形成に向けては、地域や事業者等あらゆるステークホルダーとのパートナーシップを強化することが重要となっています。

大阪市は、廃棄物の減量及び資源の有効利用を推進し、経済・社会・環境の統合的向上をめざすとともに、資源循環をより一層推進するため、地域活動協議会その他の地域の団体（以下「地域団体」という。）及び事業者と連携協働して、ペットボトルを回収・リサイクルする「みんなでつなげるペットボトル循環プロジェクト」（以下「プロジェクト」という。）に取り組みます。

また、ペットボトルにかかる「新たなコミュニティ回収」のスキームを構築することにより、地域へのインセンティブが生まれ、市民の分別に対する意識をより一層高めて、自律的な地域運営へ寄与し、活力ある地域社会づくりに貢献します。

こうしたことから、プロジェクトの趣旨を踏まえ、地域団体と連携協働してペットボトルを回収・リサイクルする事業者を募集します。

2 プロジェクトの概要

地域団体と事業者が売買契約を締結し、当該地域団体の活動区域に居住する市民から排出されるペットボトルを、事業者が自ら又は委託により、行政回収（一般廃棄物収集運搬許可業者が行う回収を含む。以下同じ。）と明確に区分して定期的に回収するとともに、回収したペットボトルを事業者自ら、又は公益財団法人日本容器包装リサイクル協会におけるペットボトル登録再生処理事業者若しくはペットボトルからペットボトルへ再生利用（リサイクル）することができる再生処理事業者（以下「協会登録事業者等」という。）へ確実に引き渡し、日本国内でマテリアルリサイクル（ボトル to ボトル等）することで、より一層の資源循環に取り組みます。

プロジェクトは、本市が定める「みんなでつなげるペットボトル循環プロジェクトの実施等に関する要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき行いますので、事業者は実施要綱の趣旨を踏まえ、プロジェクトを適切に実施してください。

3 応募条件

次に掲げる要件をすべて満たしていることを応募の条件とします。

- (1) 行政回収と明確に区分して、自ら又は委託により定期的にペットボトルを回収できる体制を構築できること。
- (2) 回収したペットボトルを自ら、又は協会登録事業者等へ確実に引渡し、日本国内でマテ

リアルリサイクルすることができること。

4 応募書類

応募に際に提出が必要な書類は、区分ごとに次のとおりです。

法人	①	日本国内におけるペットボトルのマテリアルリサイクル実施に関する宣誓書（実施要綱第1号様式）
	②	みんなでつなげるペットボトル循環プロジェクト実施届出書（別紙様式）
	③	法人の登記簿謄本または登記事項証明書（写し可） 【発行後3ヶ月以内のもの】

任意団体	①	日本国内におけるペットボトルのマテリアルリサイクル実施に関する宣誓書（実施要綱第1号様式）
	②	みんなでつなげるペットボトル循環プロジェクト実施届出書（別紙様式）
	③	団体の会則又は定款又はこれに類する書類
	④	役員構成又は組織図又はこれに類する書類

個人	①	日本国内におけるペットボトルのマテリアルリサイクル実施に関する宣誓書（実施要綱第1号様式）
	②	みんなでつなげるペットボトル循環プロジェクト実施届出書（別紙様式）
	③	直近の所得税確定申告書の写し（第一表と第二表（控）の写し） ※納税手続きを e-Tax で行っている場合：受付日時・受付番号が記載されているもの ※納税手続きを税務署で行っている場合：所轄税務署の受付印のあるもの ただし、事業開始後1事業年度未満等の理由で、所得税確定申告書の写しの提出が困難な場合は、個人事業の開業・廃業等届出書の写し（所轄税務署の受付印のあるもの）を提出してください。

※提出書類に個人番号（マイナンバー）が記載されている場合は、油性マジックで塗りつぶすなど、判別できないようにしたうえで提出してください。

5 大阪市との事業連携協定等

本募集要項に従って応募をし、大阪市が適当と判断した事業者は、大阪市と事業連携協定を締結していただきます。（不適当と判断した事業者に対しては、その旨及び理由を、書面にてお知らせします。）

事業連携協定を締結した事業者（以下「参画事業者」という。）の情報は、地域団体に周知する参画事業者リスト等に掲載します。

なお、事業連携協定の締結は、大阪市が当該参画事業者の提供する商品やサービス等を保証するものではありませんので、参画事業者は地域団体等に対して、大阪市がそれらを保証

したと誤認させるような方法で広告宣伝、取引の誘引を行うことはできません。

6 地域団体との契約、プロジェクトの実施

地域団体と参画事業者は、大阪市から事業内容や留意事項等の説明を事前に受け、十分に理解した上で、その内容を反映した契約書を作成し、締結してください。

なお、上記契約書のひな形については、別途提示しますので、地域団体との契約に使用してください。ただし、それにより難しい場合は、大阪市と協議の上、加除修正することができます。

当該契約の書面を添えて、実施要綱第6条第1項の規定により、みんなでつなげるペットボトル循環プロジェクト実施届出書（別紙様式）を提出し、実施要綱第7条各項に基づきプロジェクトを実施していただきます。

ただし、プロジェクトを開始するにあたっては、行政回収との調整が必要となるため、開始時期は本市と協議のうえ決定します。

■届出方法等

届出を行う場合は、次の送付先に届出書類を送付してください。

※届出書類には重要書類が含まれるため、簡易書留等配達確認がとれる方法で送付してください。

送付先

〒545-8550

大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号あべのルシアス13階

大阪市環境局事業部家庭ごみ減量課「みんなでつなげるペットボトル循環プロジェクト」宛

7 年間実績の報告等

参画事業者は、年間（4月1日から翌年3月31日までの1年間。以下同じ。）のペットボトル回収量（プロジェクトに係るものに限る。）を毎年4月30日までに、「みんなでつなげるペットボトル循環プロジェクト年間実績報告書」（実施要綱第3号様式）により大阪市長に報告しなければなりません。

なお、上記報告書における回収量の算出にあたっては、その重量に10kg未満の端数があるときは、これを切り捨てた重量とします。

また、大阪市は、回収したペットボトルが日本国内で適正にマテリアルリサイクルされていることを期するため、必要があると認めたときは、参画事業者に対して、報告を求めることがあります。この場合、参画事業者は、本調査に協力しなければなりません。

8 参画事業者への適用除外通知

大阪市は、参画事業者が次のいずれかに該当すると認めたときは、参画事業者との事業連携協定を解除し、「みんなでつなげるペットボトル循環プロジェクトの実施等に関する要綱適用除外通知書」（実施要綱第7号様式）により当該参画事業者へ通知します。

なお、この場合において、参画事業者が解散（事実上解散している場合も含む。）しており、所在が明らかでないときは、通知は行いません。

- (1) 本募集要項「3 応募条件」に規定する事項に適合しない場合
- (2) 虚偽の届出について、故意に不正を行ったと認められた場合
- (3) 2年以上継続して、実施要綱第3号様式による年間報告書の提出がない場合
- (4) 事業者が正当な理由なく実施要綱第13条の調査に協力しない場合

9 ペットボトルの回収・再生利用等

■回収

参画事業者は、地域団体と連携協働して、月2回以上の頻度及び午前8時30分から午後5時までの時間帯にて、自ら又は回収運搬等の委託契約を締結した事業者（以下「委託運搬者」という。）により、地域団体の活動区域から提供されたペットボトルを回収しなければなりません。

なお、実施地域団体からペットボトル以外のものが混在されるなど、適正に排出されなかった場合は、回収できない理由を排出者にわかるよう明記の上、回収しない対応を行わなければなりません。

また、参画事業者は、大阪市がごみの収集を行う建物等にあつては「資源ごみ」及び「容器包装プラスチック」の収集日以外の日、一般廃棄物収集運搬許可業者がごみの収集を行う建物等にあつては当該者が収集するごみと区分して、実施地域団体から提供されるペットボトルを回収しなければなりません。

■再生利用（リサイクル）

参画事業者は、回収したペットボトルを、自ら、又は協会登録事業者等へ確実に引き渡し、日本国内でマテリアルリサイクルを行わなければなりません。

■活動区域における周知等

活動開始に伴う活動区域に居住する市民に対する排出方法や回収時間等に関する周知、契約する地域団体に対する契約内容に関する説明を、参画事業者が地域団体と連携協働して行わなければなりません。

また、大阪市から事業内容や留意事項等の説明を事前に受け、地域団体とともに十分理解した上で、その内容を付した売買契約を書面により締結しなければなりません。

なお、実施地域団体の活動区域から排出されたペットボトルの回収日を変更する場合は、大阪市と協議を行うこととし、変更に伴う周知についても、参画事業者が地域団体と連携協働して行わなければなりません。

■広聴対応

プロジェクトに伴う、排出場所や回収等に関する広聴について、参画事業者は、地域団体とその活動区域に居住する市民との話し合い等により適宜解決に努めなければなりません。

■未回収の対応

回収日の午前8時30分から午後5時までの時間帯において、地域団体の活動区域から排出されたペットボトルが未回収の場合は、参画事業者又は委託運搬者が窓口となり、責任を持って対応しなければなりません。

■活動に伴う事故等

本プロジェクトに関わり、交通事故や物品の破損等が発生した場合は、参画事業者又は委託運搬者が責任を持って相手方と交渉して解決を図らなければなりません。

■その他

実施地域団体及び事業者の間に損害賠償その他の紛争が生じた場合には、双方の責任により解決しなければなりません。

10 変更等の届出等

次の各種変更等が生じた場合には、それぞれ実施要綱の様式により届出が必要です。

(2)(3)に関しては、行政回収との調整が必要となることから、変更等の時期について本市と協議のうえ決定することとなるため、余裕をもって届出を行う必要がありますので、ご注意ください。

(1) 宣誓書への記載事項（事業者名、マテリアルリサイクルの手法等）の変更

「みんなでつなげるペットボトル循環プロジェクト実施事業者変更届出書」（実施要綱第4号様式）

※変更に係る事項が事業者の代表者等のみの場合は、実施要綱第3号様式の年間報告書による届け出も可。

(2) プロジェクトを休止し、又は終了する場合

「みんなでつなげるペットボトル循環プロジェクト実施事業者休止等届出書」（実施要綱第5号様式）

(3) 地域団体との契約を追加、変更、終了する場合

「みんなでつなげるペットボトル循環プロジェクト活動地域団体異動届出書」（実施要綱第6号様式）

11 本件募集に関する問い合わせ先

大阪市環境局 事業部 家庭ごみ減量課

（所在地）大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号あべのルシアス13階

（連絡先）06-6630-3252